

(別記3-1)

機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）

第1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、^{*}農業振興地域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

第3 事業の内容

1 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

2 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。

3 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、第7により協力金を交付します。

4 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1から3までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を第8により補助します。

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1 都道府県は、既に造成している都道府県基金事業の事業資金から第3の事業に必要な経費を取り崩すことができます。

2 国は都道府県に対して、予算の範囲内で第3の事業に必要な経費を補助します。

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限ります。）。
- (2) 以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの
 - イ アによりがたい場合には10ha以上（北海道においては30ha以上）のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの
- (3) 構成戸数が複数戸であること。
- (4) 農地面積が農地台帳により明確であること。

2 一度定めた「地域」の取扱い

- (1) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。
- (2) ただし、本協力金の交付を受けた後に人・農地プランの対象区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。

3 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であることが必要です。ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者等を受け入れ、目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）までに当該要件の達成に取り組む場合は5%以上とします。この場合、目標年度までに当該要件を達成するための具体的な計画（以下「目標達成計画」といいます。）を作成することが必要です。

(ア) 新たに担い手に集積される農地面積

(イ) 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含みます。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注1：「担い手が不足する地域」とは、中心経営体（人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体）に新規就農者等を位置付け、当該新規就農者等を含む担い手への農地集積に取り組む地域のことをいいます。

注2：「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業受託されることをいいます。

イ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合

以下に該当するものであることが必要です。ただし、[※]管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 市町村及び機構に対して地域集積協力金参加申込書（別記3-1様式第3号）を提出すること。

(イ) 委託期間は10年以上とすること。

(ウ) 「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

(2) 交付単価

ア 一般地域（イの地域以外）

区分1：機構の活用率が20%超40%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が40%超70%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が70%超80%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が80%超・・・2.8万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします（別記3-1別表1の2に掲げる区域は除きます）。

イ 中山間地域

区分1：機構の活用率が4%超15%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が15%超30%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が30%超50%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が50%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分5：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

ウ 別記3-1別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、ア及びイの交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ただし、機構を通じた農作業委託した農地面積は除きます。

エ 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、ア及びイの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

(3) 中山間地域の交付単価の適用範囲等

ア (2)のイの中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とします。

(ア) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第2の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

(イ) 「農林統計に用いる地域区分について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準(旧市区町村別)に該当すること

イ 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、アの(ア)に該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

(4) 一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法

1の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用いて算定した額を合算して交付額を算定するものとします。

4 交付額

(1)の「機構の活用率」に応じて、3の(2)に定める「交付単価」に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

なお、令和3年度に地域集積協力金交付事業の集積タイプにおいて交付を受けた農地面積のうち、本実施要綱の改正(令和3年12月20日付け3経営第2230号)により差額が生じ、かつ令和3年度に当該差額の交付を受けなかった農地面積については、当該差額について令和4年度内の申請を可能とし、都道府県基金のみにより交付できることとします。

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とします。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除きます。）とします。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとします。

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

ただし、令和3年度において、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われた地域については、令和3年度の9月から令和4年度の8月までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、令和3年度の2月末時点で集計した場合の交付額が、令和3年度の9月から令和4年度の8月までの機構への貸付面積（貸付予定面積を含みます。）で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けら

れ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とします。

5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

6 交付金の返還

市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることとします。

7 留意事項

市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア 農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（担い手毎の集積・集約化の状況が分かる図面等）と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。

イ さらに、「地域」の話し合いへの参画、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。

ウ 農作業委託については、農地利用の効率化を図る観点から、集約化に配慮し、受託者が選定されていることを確認するものとします。

第6 集約化奨励金交付事業

1 交付対象地域

第5の1及び2に準ずることとします。

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域(第5の3の(3)のアの(イ)に該当する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあつては6ha以上。以下同じです。)の^{*}団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加すること。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加すること。

(ウ) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合

以下に該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 市町村及び機構に対して集約化奨励金参加申込書(別記3-1様式第4号)を提出すること。

(イ) 受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加すること。

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1:2の(1)の(ア)・・・1.0万円/10a

区分2:2の(1)の(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ 機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

3 交付額

(1) 2の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じです。）は対象外とします。

交付対象面積 (転貸)	= 対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積
----------------	---------------------------

交付対象面積 (受託)	= 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積
----------------	------------------------------

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

4 交付金の使途

第5の5に準ずることとします。

5 交付金の返還

(1) 市町村は、第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることとします。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることとします。

6 留意事項

第5の7に準ずることとします。

第7 経営転換協力金交付事業

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とします。

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者
- (2) リタイアする農業者
- (3) 農地の相続人で農業経営を行わない者

2 交付要件

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての自作地[※]を10年以上貸し付けることが必要です。
ただし、以下の自作地を除きます。

- ア 農業振興地域外の自作地
- イ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地
- ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地
- エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

- (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。
ただし、以下の自作地を除きます。

- ア 農業振興地域外の自作地
- イ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地
- ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

- (3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

- (4) 遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

- (5) 自作地[※]に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行ってください。

また、基盤強化法第21条の3に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第41条に掲げる都道府県知事の裁定の手続により機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合にあっても、同様です。

- (6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

- ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農

作業受託

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、（２）に準じて機構に農地を貸し付けることが必要です。）

（７）機構に貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されない場合は交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

（８）本協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以降に再度本協力金の交付を受けられません。また、以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。

ア 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 432 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に基づく経営転換協力金

イ 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 462 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく経営転換支援金

3 交付額

平成 31 年 1 月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度 12 月末までに交付申請があった農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します（交付申請の時期が、機構に貸し付けた日の属する年度の翌年度を過ぎた場合は交付されません。）。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

令和 4 年度及び 5 年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0 万円/10a（上限 25 万円/戸）

なお、令和 4 年度及び 5 年度は、機構に貸し付けたれた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に第 5 の地域集積協力金交付事業又は第 6 の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」といいます。）

の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とします。

ただし、令和2年度の1月から令和3年度の12月末までに機構に貸し付けられ、令和3年度の1月から2月末までに本協力金の交付要件を満たした農地については、当該農地の全部又は一部が、令和3年度に地域集積協力金交付事業等の交付を受けた、又は令和4年度に地域集積協力金交付事業等の交付申請を行う「地域」に含まれている場合に限り交付対象とします。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、同一年度内に地域集積協力金交付事業等の交付を受け、かつ本協力金の交付対象農地の最大の面積が含まれる「地域」の市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記3-1様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記3-1様式第2号）」

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、申請のあった市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

5 交付金の返還

市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

ただし、^{*}土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還させる必要はありません。

第8 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5、第6及び第7の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

第9 農地集積・集約化状況の報告等

- 1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとしします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとしします。

- 2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとしします。

なお、地域集積協力金交付事業で目標達成計画の作成「地域」のうち、目標年度において交付要件を達成していない「地域」又は、集約化奨励金交付事業の実施「地域」のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとしします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとしします。

- 3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するものとしします。
- 4 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求めることができるものとしします。

第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記3-1別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である[※]利用権設定等期間（[※]農地利用集積円滑化団体又は[※]農地保有合理化法人との間で締結した[※]白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととしします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有

者と機構との間に移転されること。

第11 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記3-1様式第1号から第4号までの別添により適切に取り扱うよう留意してください。
- 2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。
- 3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましいと考えています。
- 4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。
- 5 交付対象の選定方法
 - (1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、都道府県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。
 - (2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。
 - (3) 都道府県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記3-1別表1)

1 以下の市町村の区域のうち、津波により流失や冠水等の被害を受けた農地を含む地域。

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

2 以下の市町村の区域のうち、避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域

県名	区域名
福島県	田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 檜葉町 広野町

(別記 3 - 1 別表 2)

事業（補助金）名	通知番号（農林水産事務次官依命通知 ）
地域農業経営再開復興支援事業（被災地域農地集積支援金）	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金）	平成25年 5月16日付け25経営第 432号

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道府県	市区町村		
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

廃止する農業部門

番号	品目



番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。

- ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
- ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
- ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
- ⑦ 施設花き ⑧ 茶
- ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
- ⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

(3) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

交付申請金額 円

(4) 耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。) <input type="checkbox"/> 該当する
	無	

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について 同意する

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道 府県	市区 町村		
	電話	-	-	FAX	-

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含まれません。 円

(3) 耕作等を続ける農地

自作地	m ²

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含まれます)
 ※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

地域集積協力金参加申込書 (農作業委託)

市町村長 殿
〇〇県農地中間管理機構理事長 殿

- し、
- ・ 農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の委託を申し込みます。
 - ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加すること、③リタイアする際には農地を農地中間管理機構に貸し付けることを誓約します。

「地域」名
代表者名

記

(1) 農作業委託者

		申込年月日	年	月	日
フリガナ					
氏名					
住所	(〒 -)				
	都道府県			市区町村	
電話	-	-	FAX	-	-

(2) 経営面積

自作地	借地	合計

(3) 農作業委託の内容

所在	地番	地目	作目	期間	委託する農作業	面積
						㎡
						㎡
						㎡
合計面積						㎡
合計面積(a単位)						a

(注1) 本事業により農作業委託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2) 期間は10年以上を設定してください。

(注3) 委託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上を記載してください。

※ 記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。
 ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 当該農作業委託をする農地が新たに農作業受委託されることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

集約化奨励金参加申込書 (農作業受託)

市町村長 殿
〇〇県農地中間管理機構理事長 殿

- ・ 農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の受託を申し込みます。
- ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、
地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加することを誓約します。

「地域」名
代表者名

記

(1) 農作業受託者

		申込年月日	年	月	日
フリガナ					
氏名					
住所	(〒 -)				
	都道府県			市区町村	
電話	-	-	FAX	-	-

(2) 経営面積

自作地	借地	合計
㎡	㎡	㎡

(3) 農作業受託の内容

所 在	地 番	地目	作目	期 間	受託する農作業	面 積
						㎡
						㎡
						㎡
合計面積						㎡
合計面積(a単位)						a

(注1) 本事業により農作業受託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2) 受託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上記載してください。

※ 記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。
 ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 当該農作業受託をする農地が新たに農作業受委託されていることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(別記 3 - 1 様式第 1 号から第 4 号までの別添)

個人情報の取扱い (例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」及び「参加申込書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注 1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注 2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注 1)	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
関係機関 (注 2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 (※ その他追加する機関があれば追加すること)